

## 国の農業政策に関する意見書（案）

我が国の農業は、国民生活に必要な不可欠な食料を安定的に供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有している。また、農業は生産・販売という産業の側面だけでなく、農作業などを通じて健康な生活や生きがいをつくり、農村の文化や景観、自然環境を守っていくという多様な側面があり、大規模な農業法人から小規模な農業者、農村に暮らす女性や高齢者まで、農とともに生きる人々全員が活躍することにより、農業の持つ多様な側面の持続的な発展が可能となる。

しかしながら、農業・農村を取り巻く情勢は、農業従事者等の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少など厳しい状況にあり、さらには、近年の大規模な自然災害の頻発や長期化するコロナ禍により、農業生産の基盤が揺らいでいる。

特に、コロナ禍における大幅な米価下落については、生産者や関係団体等による需給環境の改善の取組だけでは限界があり、生産者の経営環境が厳しさを増しているのは本県においても同様であることから、農業関係者からは支援を求める切実な声が相次いでいる。

よって、国においては、農業・農村の役割が持続的に発展し、農業の成長産業化を促進するため、また、食料安全保障に直結する食料安定供給の観点からも、下記の対策を講じるよう強く求める。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による米の需要量の減少に伴う過剰在庫の解消に向け、備蓄米や海外援助米として政府の買入数量を増やすなどの大規模な市場隔離を確実に行うとともに、消費拡大を重点的に支援するなど、米価下落に対する抜本的な対策を講じること。
- 2 将来にわたり農業・農村が持続的に発展し、食料を安定的に供給できるよう、農業人材の確保やスマート農業技術の実装など生産基盤の強化に関する施策を講じ、国内生産の維持・拡大を図るとともに、農家の所得向上を図ること。
- 3 農業・農村の多面的機能の維持、担い手の育成・確保、荒廃農地の解消対策、農地や農業水利施設等の整備促進、水田農業対策の強化、園芸産地拡大への支援、鳥獣害対策に係る支援制度の見直しなど、持続可能な農業の実現のために必要となる予算を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年11月30日

福 井 県 議 会